



草加八潮消防組合監査委員告示第1号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月10日

草加八潮消防組合監査委員 中 村 幸 彦

草加八潮消防組合監査委員 切 敷 光 雄

1 監査対象所属

総務課、警防課、草加消防署（管理課、消防第1課及び消防第2課）

2 監査対象事務

令和元年度及び令和2年度（同年9月30日まで）に執行された財務に関する事務及び組合の運営に係る事務の管理

3 監査期間

令和2年10月20日（火）から令和3年1月27日（水）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加八潮消防組合監査基準第10条並びに草加八潮消防組合監査事務処理要領第5条及び第6条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「草加市監査委員事務局財務事務監査の着眼点」を準用するものとししました。

6 監査結果

(1) 総務課

総務課には、職員の人事管理、会計、企画財政の事務を掌理するため、人事経理係と企画財政係の2係が置かれています。

令和2年度の職員体制については、組合職員数の6.0%、20人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和2年4月1日現在）

所属	人数	割合
総務課*	20人	6.0%
その他の所属	314人	94.0%

※ 八潮市からの派遣1人を除く。

総務課は、消防組合、消防局の運営が適正に行われることに寄与する組織であると捉えています。具体的には、職員の人事、給与及び厚生管理並びに職員研修の実施を初め、収支の審査や決算の調製などの会計事務、消防行政の企画立案や組合の財政に関することなど、その業務は多岐にわたっています。

(2) 警防課

警防課には、課内の事務を処理するため、警防救助係と救急係の2係が置かれています。

令和2年度の職員体制については、組合職員数の2.7%、9人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和2年4月1日現在）

所属	人数	割合
警防課	9人	2.7%
その他の所属	325人	97.3%

警防課は、救急救命士の養成・教育や消防車両の整備などを通して、市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、警防救助係は消防車両を初め、消防活動に必要な資機材の更新配備や消防水利の維持管理、緊急消防援助隊の編成など、救急係は救急救命士の養成・教育訓練や管内公共施設等へのAED普及促進の業務などを担っています。

(3) 草加消防署管理課

草加消防署管理課には、草加市内の消防署、分署の総合調整等を行うため、管理系の1係が置かれています。

令和2年度の職員体制については、組合職員数の1.5%、5人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和2年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署管理課※	5人	1.5%
その他の所属	329人	98.5%

※ 再任用短時間勤務職員1人を除く。

管理課は、消防、救急活動を行う現場活動とは一線を画す立場から、消防署の運営が適正に行われることに寄与する組織であると捉えています。具体的には、災害活動拠点となる庁舎の整備や維持管理を初め、草加市消防団に関する事務など、消防活動を支えるための業務を実施しています。

(4) 草加消防署消防第1課及び第2課

草加消防署消防第1課及び第2課には、それぞれ指導係、消防第1係及び第2係、救急第1係、第2係及び第3係の6係が置かれています。

令和2年度の職員体制については、組合職員数の18.6%、62人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和2年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署 消防第1課及び第2課※	62人	18.6%
その他の所属	272人	81.4%

※ 再任用短時間勤務職員2人を除く。

草加消防署消防第1課及び第2課は、消防及び救助・救急活動を所管し、火

災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民に危機管理意識の向上を図る業務を担っています。

令和元年度及び令和2年度の9月30日までに執行された財務に関する事務及び組合の運営に係る事務の管理について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められましたので、**《指摘事項》**はございません。